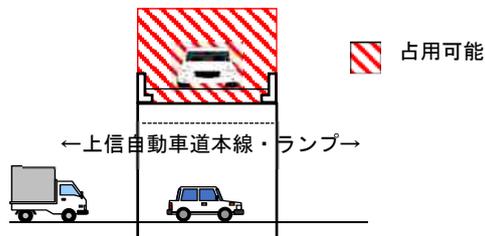


【別図 1. 1】

本線上部を横断する構造物
を使用して横断する場合



【別図 1. 2】

本線下部を横断する構造物
を使用して横断する場合



(新設道路における一般工作物等の要件)

第11条 群馬県無電柱化推進計画の目的達成に向け、無電柱化の予定のある道路においては、原則として歩道部地下への一般工作物等の道路占用を認めないこととする。ただし、歩道部地下に余地がある場合及び各戸引込管の設置等やむを得ない事情が認められる場合は、この限りでない。

(道路の舗装復旧方法等)

第12条 占用者は、占用工事等で道路を掘削する場合は、舗装復旧工事を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、道路管理者が受託することができる。

- (1) 道路全域にわたり影響するような大規模な掘削工事で、その復旧に高度の舗装技術が必要とする場合
- (2) 占用工事による掘削が他の占用工事と競合又は隣接することにより、道路管理者が統一して復旧する必要がある場合
- (3) 復旧工事と合わせ道路補修工事等を施工する必要がある場合
- (4) その他道路管理者が特に必要があると認めた場合

2 占用者は、舗装復旧工事を行う場合は、別図 2. 1 から別図 2. 4 までに示す舗装復旧を行わなければならない。ただし、歩道において次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 透水性舗装の場合は、フィルター層より下層について、良質な発生土又は購入土による埋戻しを認める。
- (2) 非透水性舗装の場合は、路盤より下層について、良質な発生土又は購入土による埋戻しを認める。

3 占用者は、舗装復旧工事を行う場合は、舗装復旧工法の計画書等及び次の各号の写真記録を道路管理者に提出しなければならない。

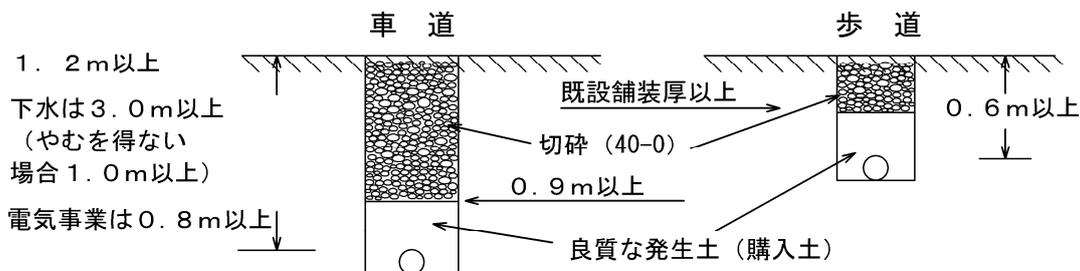
- (1) 各層ごとの掘削等の状況
- (2) 既設舗装構成の状況
- (3) 埋戻しの状況
- (4) 舗装の仮復旧及び本復旧に係る施工過程及び完成の状況

4 占用者は、舗装復旧工事を行う場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 十分な転圧を行い、舗装の仮復旧から本復旧までの期間を6か月以上確保すること。ただし、道路管理者が期間の短縮を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 仮復旧の舗装構成は別図 2. 2 に示すものとする。

- (3) 仮復旧施工後は、本復旧までの間段差が生じないように沈下状況を確認し、定期的に管理すること。
- (4) 本復旧の舗装構成は、既設舗装構成と同様の舗装構成とすること。
- (5) 本復旧の復旧範囲は、別図2. 4に示すものとし、歩道においては表層部を全面、車道においては表層部を路肩から中央線（又は路肩）までの間を復旧すること。
- (6) 歩道部において、本管への繋ぎ込みにより復旧箇所が点在する場合は、その復旧範囲については、道路管理者と協議により決定すること。
- (7) 掘削が道路中心線に対して直角に横断する場合の復旧幅は、掘削部分の中心から、左右2. 0メートル以上とすること。
- (8) 本復旧の車道における影響幅は、掘削部から1. 0メートルとする。ただし、占用物件を道路の路端寄りに埋設することにより掘削部から路端までの距離が1. 0メートル未満の場合は、この限りでない。

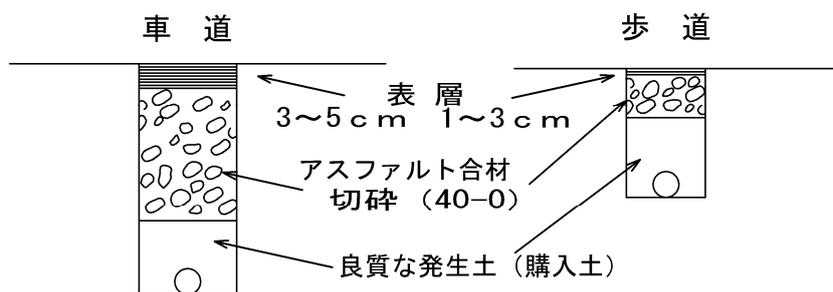
【別図2. 1】 管路布設後の埋戻し舗装構成



- (注1) 電気事業で管路が切込砕石内となる場合は、管路周辺は保護砂とする。
- (注2) 掘削の状況を各層毎に写真を撮って道路管理者に提出すること。

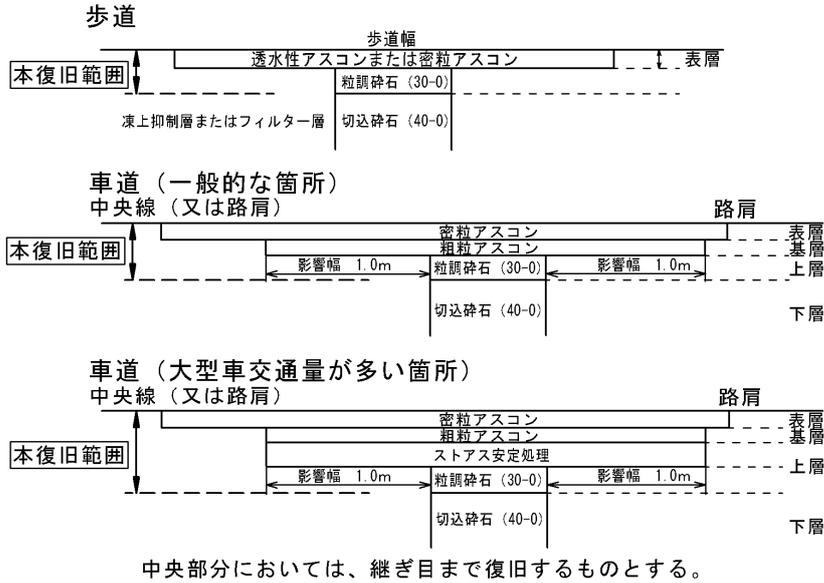
【別図2. 2】 仮復旧舗装構成

別図2. 1から表層（アスファルト合材）を施工

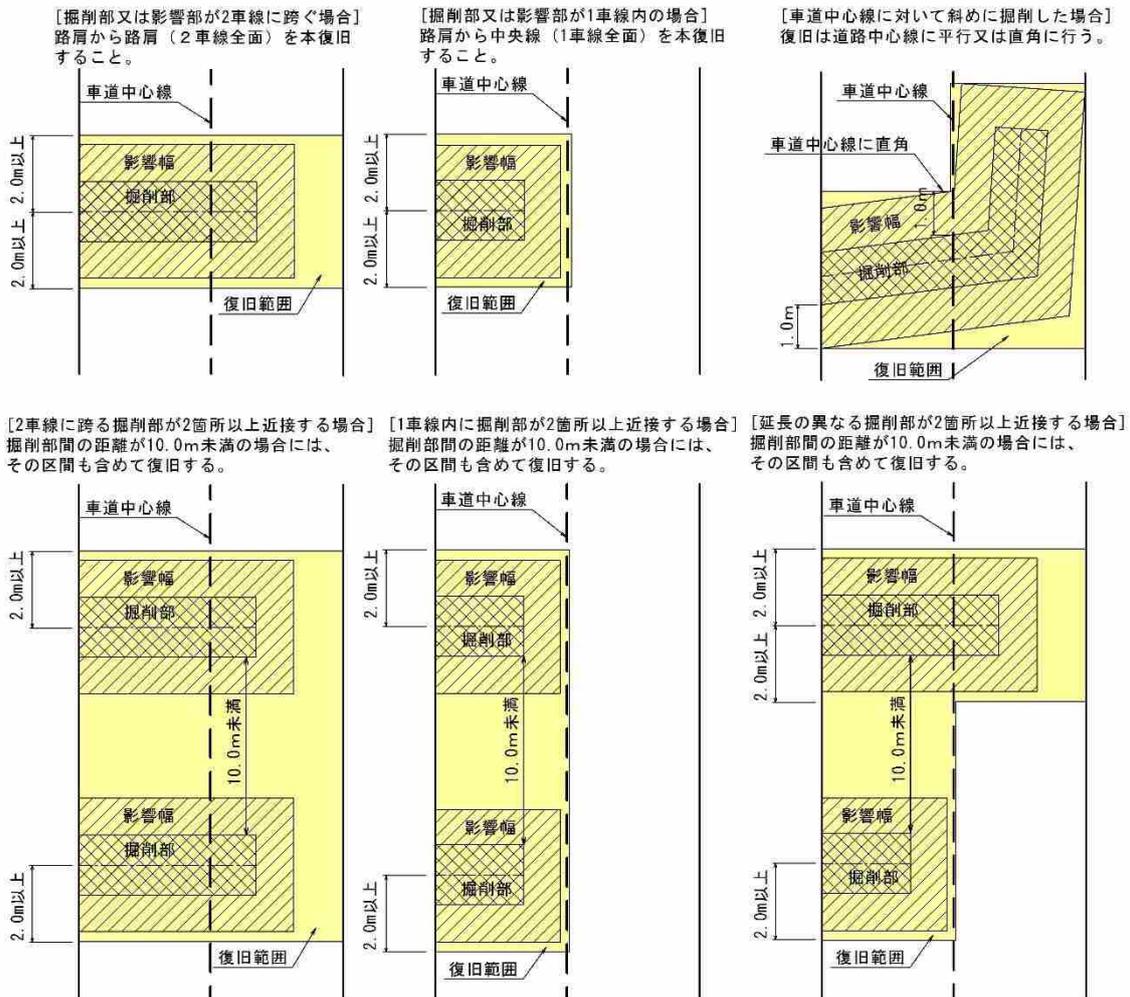


【別図 2. 3】本復旧の舗装構成（参考図）

別図 2. 2 から表層～上層路盤（歩道は路盤）を施工



【別図 2. 4】本復旧の範囲



5 占有者は、自身が行った舗装復旧工事について、検査合格（工事完了）の日から2年間の瑕疵担保責任を負うこと。ただし、占有者に故意又は重大な過失があると認められる場合には10年間とする。

（地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い）

第13条 地域における公共的な取組み（以下、「地域活動」という。）に要する費用への充当を目的とする広告物の添架及び塗布は、次の各号すべてに該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 地域活動は、原則として、商店街組織、自治会その他これらに類する団体が行うものであること。
 - (2) 地域活動は、県管理道路の利便性の向上に寄与する活動又は事業であって、それに要する費用が不足し、かつ、そのための費用を捻出する手段が他にないものであること。
 - (3) 広告による収入は、その全額を地域活動に充当するものとし、かつ、地域活動に要する費用は、その全額が広告収入でまかなわれていないものであること。
 - (4) 音声及び動画を使用した広告は認めない。また、広告の取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮されているものであること。
- 2 許可に当たっては、事前に道路管理課長に協議を行うものとする。なお、原則として、道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署、地元市民代表・団体等で構成する連絡協議会を開催し、広告物の取扱方針を策定するものとする。

（景観行政団体への意見照会）

第14条 申請に係る道路が景観重要公共施設に位置づけられ、景観計画に景観基準が定められている場合、当該景観基準は基準の一部となるため、景観行政団体へ意見照会を行い、申請書に景観行政団体からの意見書を添付すること。

（占有特例の取扱い）

第15条 後記3から5までの関係通知に基づいて占有特例を適用しようとする場合には、道路管理課長に事前協議を行うものとする。

（その他）

第16条 この基準における用語の定義は、次表のとおりとする。

用語	定義
法第 号	道路法第32条第1項第 号
令第 号	道路法施行令第7条第 号
道路構造条例	群馬県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例
歩道等	歩道、自転車歩行者道及び自転車道
道路余地	車道、歩道等及び法敷以外の道路区域
緑地帯	専ら樹木及び草花が植栽されている道路区域であって、植樹帯を除く部分
道路広場	歩道等及び道路余地を含む区域であって、相当程度の広がりを持つ道路区域

法第2号物件 ー地下埋設管ー

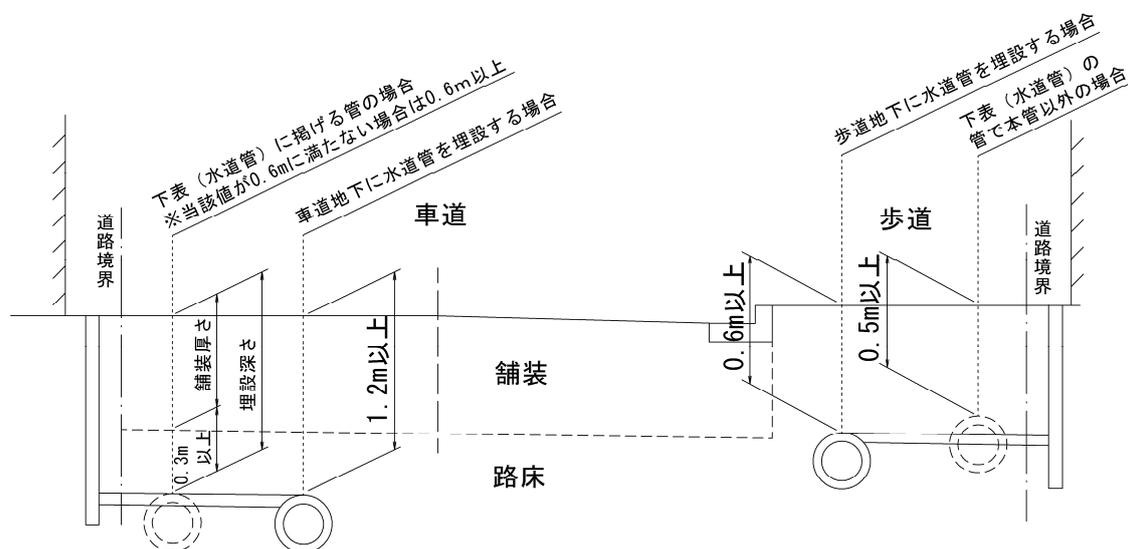
C 水道管

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 歩道を有する道路においては、歩道の地下とすること。ただし、本管については、歩道に適切な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 歩道を有しない道路においては、道路の路端寄りとすること。
- 3 水道管を車道の地下に設ける場合、水道管頂部と路面との距離は1.2メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り0.6メートル以上とすることができる。
- 4 下表に掲げる管路を車道の地下に設ける場合には、水道管頂部と路面との距離は舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とすること。ただし、当該値が0.6メートルに満たない場合は0.6メートル以上とすること。
- 5 水道管を歩道等の地下に設ける場合、水道管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とすること。なお、下表に掲げる管路で本管以外の管を歩道の地下に設ける場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以上とすること。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該水管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水道管につき所要の防護措置を講じさせること。



水道管	
鋼管 (JIS G 3443)	管径300mm以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	管径300mm以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742)	管径300mm以下のもの
水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度204kgf/cm ² 以上)	管径200mm以下で外径/厚さ=11以下のもの

- 6 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から、前2項によることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとすること。
- 7 道路の横断箇所は、最小限にとどめることとし、原則として道路に対して直角に横断すること。

（防護措置）

- 1 既設管との関連、あるいは橋りょう、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

（構造）

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とすること。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
 - （1）破損及びずれの生じない堅固な構造とすること。
 - （2）蓋は平板とし、路面と同一勾配とすること。
 - （3）今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とすること。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鉤等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。
- 4 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えない構造であること。

（使用材料）

- 1 使用材料については、J I S（日本工業規格）及びJ W W A（日本水道協会規格）に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有し、内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。
- 2 管種は、鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管、ステンレス鋼管及び硬質塩化ビニル管とすること。

＜関係通知＞

- 1 「地下に埋設する水管の表示に用いるビニールテープ等の地色について」（昭和46年6月8日道政発第69号通達）
- 2 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日道政発第32号通達（最終改正平成18年11月15日国道利第33号通達））
- 3 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等について（平成12年3月24日道政発第28号通達）
- 4 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等の取扱いについて（平成12年3月24日建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐等事務連絡）

地下に埋設する水管の表示に用いるビニールテープ等の地色について

昭和46年6月8日 道政発第69号各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事、各指定市長、日本道路公団総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長あて 建設省道路局路政課長通達

地下に埋設する水管について、ビニールテープ等によりその名称、管理者及び埋設の年を表示する場合におけるビニールテープ等の地色については、さきに昭和46年5月6日付け建設省道政発第59号により「青色」とするよう通知したところであるが、その後新たに厚生省および通商産業省より、公衆衛生保持等の観点から、水道法の規定に基づいて設けられる水管と工業用水道法の規定に基づいて設けられる水管とを区別して取り扱われたい旨の要望があったので、後者については、「白色」のものを用いるように、関係事業者を指導されたい。

おって、貴管下各道路管理者にも、この旨周知願いたい。

法第2号物件 ー地下埋設管ー

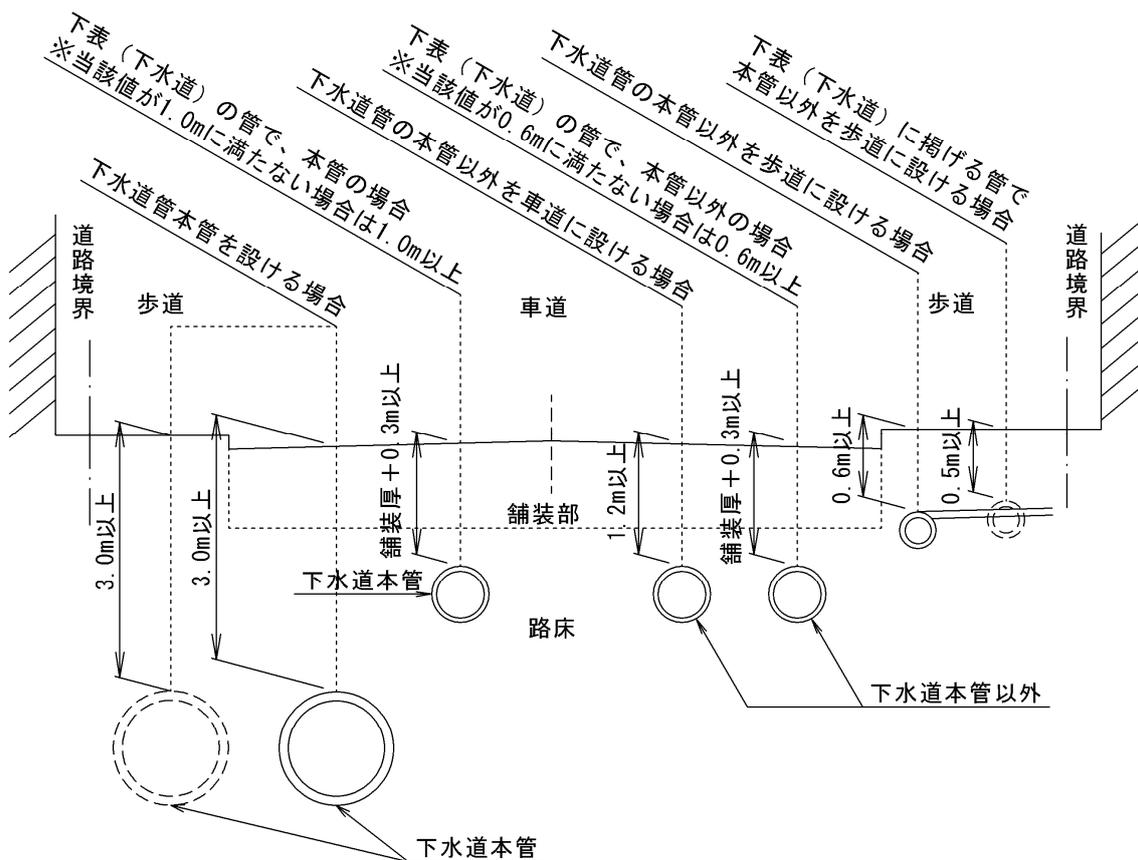
D 下水道管

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 歩道を有する道路においては、歩道の地下とすること。ただし、本管については、歩道に適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
なお、本管とは下水道法に規定する本管をいう。各戸引込管の取付けのある枝管であっても管径が本管と同じものは本管として扱う。原則として、本管は一事業施行区域内の幹線で一本とすること。
- 2 下水道管の本管を埋設する場合には、その頂部と路面との距離を3.0メートル以上とすること。ただし、工事実施上やむを得ない場合にあっては、1.0メートル以上とすることができる。
- 3 下表に掲げる管路で下水道管の本管を埋設する場合には、下水道管の本管の頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とすること。ただし、当該値が1.0メートルに満たない場合には1.0メートル以上とすること。
- 4 下水道管の本管以外の管を車道の地下に設ける場合は、下水道管頂部と路面との距離1.2メートル以上とすること。ただし工事実施上やむを得ない場合にあっては、1.0m以上とすることができる。
- 5 下表に掲げる管路で下水道管の本管以外の管を車道の地下に設ける場合は、当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とすること。ただし、当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル以上とすること。車道に埋設する下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以上とすること。
- 6 下水道管の本管以外の管を歩道等の地下に設ける場合、下水道管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とすること。なお、下表に掲げる管路で下水道管の本管以外の管を歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離を0.5メートル以上とすること。ただし、歩道の地下に設ける場合で、切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき所要の防護措置を講じさせること。



下水道管	
ダクティル铸铁管 (JIS G 5526)	管径300mm以下のもの
ヒューム管 (JIS A 5303)	管径300mm以下のもの
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	管径300mm以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	管径300mm以下のもの
陶管 (JIS R 1201)	管径300mm以下のもの

- 7 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から、前記第3項、第5項及び第6項によることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとすること。
- 8 歩道等に埋設する下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以上とすること。
- 9 各戸取付け管のマンホール（汚水枡）は、占用物件としては認めない。
- 10 道路横断箇所は、最小限にとどめること。

（防護措置）

- 1 既設管との関連、あるいは橋りょう、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

(構造)

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とすること。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
 - (1) 破損及びずれの生じない堅固な構造とすること。
 - (2) 蓋は平板とし、路面と同一勾配とすること。
 - (3) 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とすること。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鉸等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。
- 4 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造であること。

(使用材料)

- 1 使用材料については、J I S（日本工業規格）及びJ S W A S（日本下水道協会規格）に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有し、内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。
- 2 管種は、シールド工法による管、ヒューム管、ボックスカルバート、ダクトイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管とすること。

<関係通知>

- 1 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日道政発第32号通達（最終改正平成18年11月15日国道利第33号通達））
- 2 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等について（平成12年3月24日道政発第28号通達）
- 3 「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等の取扱いについて（平成12年3月24日建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐等事務連絡）